## ○松戸市男女共同参画推進協議会条例

平成26年12月25日 松戸市条例第25号

(設置)

(所掌事務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 松戸市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 第2条 協議会は、男女共同参画事業に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる 事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。
  - (1) 松戸市男女共同参画プランの策定に関する事項
  - (2) 松戸市男女共同参画プランの推進及び評価に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(組織)
- 第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。 (委員)
- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 公募市民
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 男女共同参画に関する団体等を代表する者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、3年を超えない範囲内において市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
  - (特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条 例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市男女共同参画推進協議会委員 日額 8,500円